

生業扶助及び一時扶助について

平成25年11月22日

厚生労働省社会・援護局保護課

目 次

○ 生業扶助

●生業扶助の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3p

●就労支援の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4p

●生業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6p

●技能修得費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9p

●就職支度費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13p

○ 生業扶助に関する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14p

○ 一時扶助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15p

○ (参考)生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する

調査目的・事項・方法(平成24年度)・・・・・・・・・・・・35p

生 業 扶 助 の 概 要

1. 生業扶助の内容

要保護者の稼働能力を引き出し、それを助長することによって、その者の自立を図ることを目的としている。社会福祉制度的な性格を有している点で他の扶助とは異なり、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」のほかに「そのおそれのある者」についても対象としている。

2. 生活保護法

(生業扶助)

第十七条 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

- 一 生業に必要な資金、器具又は資料
- 二 生業に必要な技能の修得
- 三 就労のために必要なもの

(生業扶助の方法)

第三十六条 生業扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

- 2 前項但書に規定する現物給付のうち、就労のために必要な施設の供用及び生業に必要な技能の授与は、授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設を利用させ、又はこれらの施設にこれを委託して行うものとする。
- 3 生業扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。但し、施設の供用又は技能の授与のために必要な金品は、授産施設の長に対して交付することができる。

3. 生業扶助の種類

- ①生業費:専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具若しくは資料
- ②技能修得費:生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費
- ③就職支度費:就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履き物等

就労支援 ～ 稼働能力のある者に対する支援

●**稼働能力のある者** 次の3つの条件を備えていることが必要 ①就労の意欲があること ②働く能力があること ③働く場所があること

●生業支援

○生業費の支給

専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具、資料

○技能修得費の支給

生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を支援

※貸付制度の活用

- ・母子寡婦福祉法による貸付資金（対象：事業開始（上限額：283万円以内）、技能修得に必要な経費（上限額：月額6.8万円以内）等）
- ・生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金（対象：事業開始（上限額：480万円以内）、技能修得に必要な経費等（上限額：580万円内））

●就労(雇用)支援 本人の意向を尊重し、本人の納得を得た支援を行うことが重要

本人の状況に応じ次の①から③までの取組を組み合わせ、自立支援プログラムに基づき組織的に支援。

①就労意欲の向上に向けた取組

○意欲喚起事業の実施（カウンセリング中心）

○技能修得費の支給

コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を取得するための経費、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能を支援

②働く能力の向上に向けた取組

○職業訓練（公共職業訓練、求職者支援訓練等）

○技能修得費の支給

生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を支援（再掲）

※貸付制度の活用（再掲）

③働く場所の確保に向けた取組

○福祉事務所の就労支援員による就労支援（個別面談、面接技法や履歴書作成支援、ハローワークへの同行訪問等）

○福祉事務所における受給者に合った職場の開拓（無料職業紹介所（届出制）として、又は民間と連携して実施）

○職業訓練（再掲） ○技能修得費の支給（再掲）

○生活保護受給者等就労自立促進事業の実施（ハローワークと福祉事務所が就労支援チームとなり就労支援を実施）

就労支援 ～ 稼働可能な者に対する切れ目のない就労・自立支援

保護開始直後から脱却後まで、稼働可能な者については、切れ目なく、また、どの段階でも、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援を実施

① 保護開始段階での取組

○本人の納得を得た集中的支援（25年5月から実施）

稼働可能と判断する被保護者であって、保護受給開始後一定期間内に就労自立が見込まれる者を対象に、原則6か月以内の一定期間を活動期間とする、受給者主体の自立に向けた計画的な取組についての確認を行い、本人の納得を得て集中的な就労支援を実施

○就労活動促進費の創設（25年8月から実施）

自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して、活動内容や頻度等を踏まえて就労活動促進費の支給

② 保護開始後3～6月段階での取組

○職種・就労場所を広げて就職活動（25年5月から実施）

希望を尊重した求職活動の結果、就職の目途が立たない場合等は、「職種・就労場所を広げて就職活動」を基本とする。

○低額であっても一旦就労（25年5月から実施）

それまでの求職活動を通じて直ちに保護脱却可能な就労が困難と見込まれる者については、生活のリズムの安定や就労実績を積み重ねることによってその後の就労に繋がりをやすくする観点から、「低額であっても一旦就労」を基本的考え方とする。

③ 就労開始段階の取組

○就職支度費 就職のため直接必要とする洋服類、通勤費（初任給支給まで）等の支給

④ 就労開始後の取組

○勤労控除制度の見直し（25年8月から実施）

就労の意欲が高まるよう、基礎控除のうち、全額控除額の引き上げ及び控除率の定率化

（最低控除額8千円→1万5千円、一律10%、就労人数が最も多い収入区分	20,000円	控除額15,600円	5,190円増、
総数の平均就労収入額	67,000円	控除額20,400円	2,420円増）

⑤ 保護脱却段階での取組

○就労自立給付金の創設検討（法律改正事項）

保護脱却後に税、社会保険料等の負担が生じることを踏まえて、生活保護脱却のインセンティブを強化

⑥ 保護脱却後の取組

○新たな相談支援事業の運営機関にその後の支援を繋ぐことで、連続的支援を検討

生業費

専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認の上、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

<支給の対象となる例>

食料品店(個人商店、八百屋、個人製菓店等)、文化品店(書店、古本屋、文房具店、印章店、玩具店、生花店等)、飲食店(中華そば店、大衆食堂、喫茶店等)、自由業(大工、植木職等)その他製造加工修理業、サービス業等多岐にわたる種類があげられ、これら小規模事業を営むに必要な設備資金、運転資金を対象とする。

《基準額（平成25年8月。以下同じ。）》

➤ 基準額45,000円以内、特別基準額75,000円以内

※ 生業費として認められる経費が基準額によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、特別基準額を適用

生業費

有効回答
自治体
(896自治体)

支給実績がある
自治体
(152自治体
17.0%)

【主な支給実績】

- ①建設作業員(工具、作業着)・・・47自治体
- ②飲食業(調理器具等)・・・17自治体
- ③ハウスクリーニング等清掃業
(ポリッシャー等清掃器具、作業着)・・・16自治体
- ④大工(工具、作業着)・・・14自治体
- ⑤とび職(工具、作業着)・・・12自治体
- ⑥その他(作業着等)・・・75自治体

【現行制度では支給できなかった事例の有無】

- ある・・・11%(基準額では賄えなかった等)
- ない・・・89%

【支給実績のない理由】(支給実績のない744自治体に占める割合)

- 生業により自立を目指す者(対象者)がいなかった・・・94%
- 対象者はいたが、他の方法で賄えたため、支給に至らなかった・・・4%
- 対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・1%
- その他・・・1%

【支給後の結果】 (自治体数)

- 就労しなかった者はいない・・・107
- 就労しなかった者がいる・・・45
(就労しなかった理由)(複数回答)
 - ①支給後の傷病等体調不調・・・16
 - ②支給後、予定した就業場所を
確保できなくなった・・・12
 - ③その他・・・23

※ 各自治体において、1人でも就労しなかった者がいた
場合には「就労しなかった者がいる」にカウントされる

【主な自治体の意見】

- 基準額の見直しが必要ではないか。(基準額が低いため、具体的な支援ができない)
- 自営業への支援は成功するかどうか、当自営業で破綻して保護受給に至った事例もあり、福祉事務所では成否の判断が難しい。
国で明確な基準が示せないか。自営業による自立は困難なケースが多いため、自営業への支援より就職への支援を充実すべき
- 見直しは不要(客観的に適性や能力を判断することが困難である以上、基準額の引上げは他の低所得世帯との不均衡、過大な保護費支給につ
ながる。貸付の活用を考えるべき)

生業費

【検討事項】

- ・ 支給実績と支給後の結果をどう考えるか。
- ・ 支給範囲について、どう考えるか。
- ・ 基準額についてどう考えるか。

技能修得費

生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認の上、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

＜支給の対象となる例＞

訪問介護員（ホームヘルパー）の研修や国家資格の取得を行う場合など（技能修得に直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費、資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする）等が対象）。

さらに、自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費も対象。

《基準額》

➤ 基準額75,000円以内、特別基準額124,000円以内

- ※ 技能修得費として認められる経費が基準額によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、特別基準額を適用
- ※ 技能修得のため交通費と必要とする場合は実費を加算
- ※ 技能修得の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる場合については、その期間は2年以内とし、1年につき75,000円以内の額を2年を限度として算定する。
- ※ 自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額199,000円以内の特別基準とする。
- ※ 次のいずれかに該当するときは380,000円以内の特別基準とする。
 - ① 生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校又は各種学校において技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合
 - ② 自動車運転免許を取得する場合（免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る。）
 - ③ 雇用保険法に規定する教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講する場合であって、世帯の自立助長に効果的と認められる場合（原則当該講座修了によって世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られるものに限る。）

技能修得費

有効回答
自治体
(896自治体)

支給実績がある
自治体
(624自治体
69.6%)

【主な支給実績】(複数回答)

- ①生業に就くため必要な技能・・・367自治体
- ②自動車免許取得・・・269自治体
- ③教育訓練講座・・・129自治体
- ④自立支援プログラムに基づく支援・・・110自治体
- ⑤技能修得手当等・・・107自治体
- ⑥専修学校・各種学校・・・104自治体

【主な技能修得、教育訓練講座等の内容】

- ①福祉関係(ホームヘルパー等)・・・369自治体
- ②自動車免許取得・・・249自治体
- ③コンピュータ操作等基礎的能力・・・215自治体
- ④電気・建設関係・・・161自治体
- ⑤医療関係・・・74自治体

【現行制度では支給できなかった事例の有無】

- ある・・・9%
(・看護師資格取得希望者について修得期間が3年であったため対応できなかった
・求職活動のための自動車免許取得等)
- ない・・・91%

支給実績がない
自治体
(272自治体
30.4%)

【支給実績のない理由】(支給実績のない272自治体に占める割合)

- 技能修得により自立が可能な者(対象者)がいなかった・・・92%
- 対象者はいたが、他の方法で賄えたため、支給に至らなかった・・・4%
(求職者支援制度の活用等)
- 対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・3%
- その他・・・1%

【就労を目指して支給した場合の結果】

- 就労しなかった者はいない・・・42%
- 就労しなかった者がいる・・・58%
(就職しなかった理由)(複数回答)
- ①資格取得し、熱心に求職活動をしたが結果として就労できず・・・168自治体
- ②傷病等やむを得ない理由による・・・106自治体
- ③やる気の喪失等自己都合・・・79自治体
- ④その他(現在も受講中、受講中の廃止等)・・・35自治体

※ 各自治体において、1人でも就労しなかった者がいた場合には「就労しなかった者がいる」にカウントされる

【主な自治体の意見】

- 自動車免許取得費用は免許の取得が雇用の条件となっている等、就労が確実な場合のみ認めているが、免許を保有していることが一般的に就職に結びつきやすいことや、交通事情から通勤・就労が困難な地域があることから要件を緩和すべき。
- 看護学校等技能修得期間3年以上の場合でも自立更生に特に効果があると認められる場合には対象とすべき。もしくは、高等学校等就学費の支給年限を緩和し対象とすべき。
- 支給限度額の増額、複数回支給の容認、支給対象範囲の見直し。
- 支給にあたっての判断基準を明確化すべき、就労に至らない場合は返還を求めるべきなど。

技能修得費

【検討事項】

- ・ 支給実績と支給後の結果をどう考えるか。
- ・ 支給要件についてどう考えるか。
- ・ 基準額についてどう考えるか。

高等学校等就学費

被保護世帯の自立支援という観点から、高校就学費用を生活保護制度において制度化したものであり、具体的には、高校就学に伴い必要となる学用品費、交通費、授業料等を給付する。

<支給の対象となる学校>

- 高等学校(全日制・定時制・通信制)
- 中等教育学校の後期課程
- 高等専門学校
- 特別支援学校の高等部(別科を除く)
- 高等学校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校

<支給の対象となる費用>

- 学用品費、通学用品費、社会見学等の教科外活動費
- 教材代
- 入学料及び入学考査料
- 通学のための交通費
- 学習参考書やクラブ活動費

《基準額》

- 基本額:5,300円
- 教材代:実費
- 授業料:無償化
- 高等学校等が所在する都道府県(市町村)の条例に定める都道府県立(市町村立)の高等学校等における額以内の額
- 通学のための交通費:実費
- 学習支援費:5,010円

《参考》

平成25年5月27日 財政制度等審議会「財政健全化に向けた基本的考え方」(抄)

生活保護については、平成25年度予算編成過程において、生活扶助基準や医療扶助について、一定の適正化が図られた。一方、厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会報告書(平成25年1月18日)にも、その趣旨が記載されているとおり、(ア)生活扶助以外の扶助制度、(イ)生活扶助等に対する各種加算制度の根本的なあり方、などの検討は今後の課題となっている。生活保護の一層の適正化に向けて、これらの点について、社会保障審議会生活保護基準部会においてさらなる検討が行われることが期待される。

資料Ⅱ -1-13「その他の加算、扶助」(抄)

高等学校等就学費(生業扶助)

《趣旨・留意点》

平成21年度までに段階的に母子加算を廃止した際、世帯の自立に向けた新たな給付に転換するとの考え方にに基づき、高等学校等就学費、学習支援費などの給付を創設。

就職支度費

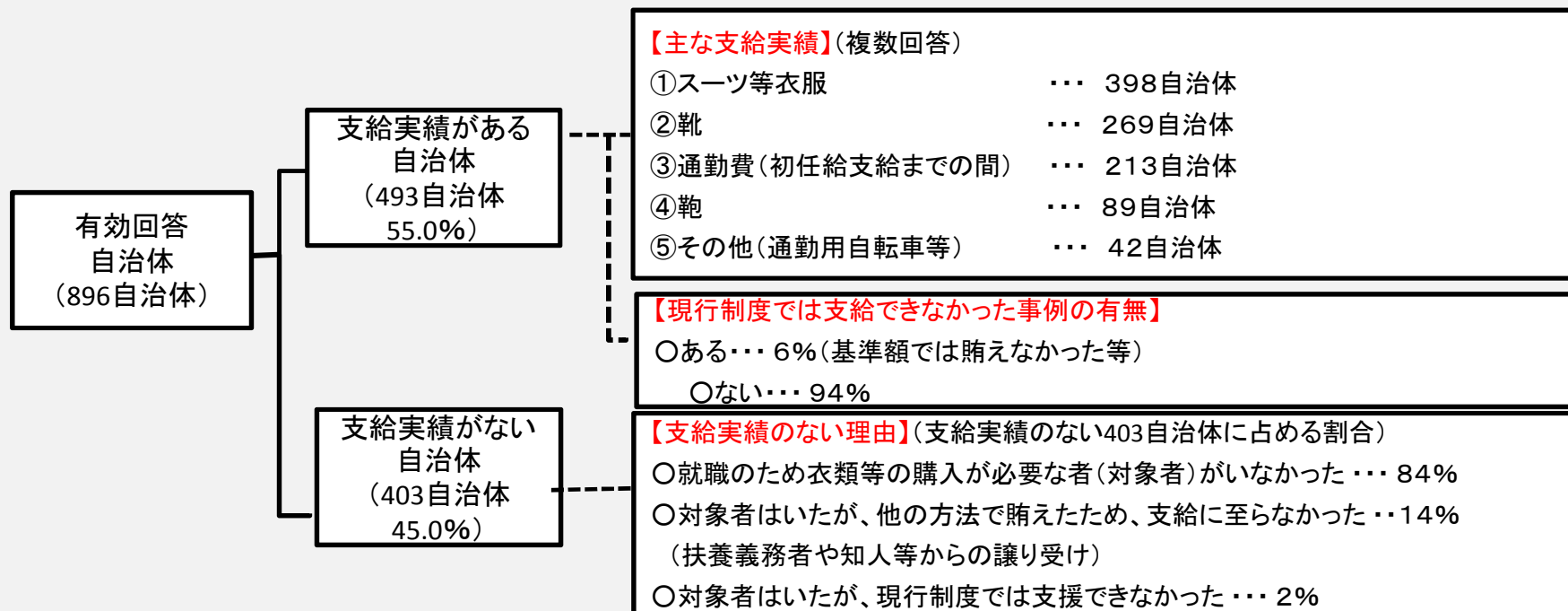
就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履き物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上する。

《支給の対象となる例》

就職のために直接必要とする洋服類、履き物等の購入費用。

《基準額》

➢ 基準額28,000円以内



【主な自治体の意見】

- 現在の支給限度額では必要な被服費等を全て購入できないため、基準額を見直すべき
- 求職活動時に必要なスーツ等も対象とすべき
- 就労のため転居独立する者に対する転居先での一時的に必要な生活費についても対象とすべき
- 対象となる就労形態(正規、非常勤等)の判断基準を明確にすべき
- その他、支給範囲の拡大など

【検討事項】

- ・ 支給実績についてどう考えるか。支給要件についてどう考えるか。就職支度費の基準額についてどう考えるか。

生 業 扶 助 に 関 す る 意 見

会計検査院法第36条の規定による処置要求「生活保護における就労支援(生業扶助の支給)」の概要 (会計検査院平成24年10月19日)

1 会計検査院における指摘の概要

(1) 就労支援(生業扶助の支給)について

- ・ 技能修得費の支給に当たり、具体的な自立に向けた目標等を確認していない、又は記録として残っていないことから、支給の必要性の検討が十分な内容とはなっていないこと。
- ・ 技能修得費の支給後の状況等を十分に把握していないことから、被保護者が資格を取得するなどしたものの就労に至っていない等、支援が効果的なものとなっていない事態が見受けられること。

(2) (略)

2 改善に向けた取り組み

(1) 生業扶助(技能修得費)は、生活保護受給者の稼働能力を引き出し、それを助長することによってその者の自立を図ることを目的としており、生活保護受給者の就労に向けた活動が、より効果的に行われるよう有効に活用することが必要である。そのため、技能修得費の支給に当たっては、以下の事項に十分留意のうえ、適正な支給を行うよう管内福祉事務所に徹底されたい。

ア 生活保護受給者に対して、技能修得費を支給する**目的や取得を目指す資格の内容等その意義や効果について十分説明**を行うこと

イ 技能修得費**支給後において、技能修得の状況等を十分把握**し、資格の取得やその後の就労等に、より結びつくものとなるよう必要な支援を行うこと

ウ 技能修得費支給の状況や、技能修得の状況、その後の支援の経過等について、**ケース記録等に確実に記載**すること

(2) (略)

(3) 都道府県・指定都市本庁が行う福祉事務所に対する監査においても、今回の会計検査院による指摘を踏まえ、上記に記載した取組等、改善に向けた対策が実際に実施されているかについて、確認すること。また、履行状況が不十分な場合は、改善のための必要な指導・援助を行うこと。

上記、会計検査院の指摘を受けて、「生活保護の生業扶助(技能修得費)の適正な給付等について(平成25年5月16日厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」を都道府県・指定都市・中核市に発出し、福祉事務所において「2 改善に向けた取り組み」に記載されている事項の取り組みを行い、適正な支給を行うよう周知徹底を図った。

一 時 扶 助 の 概 要

1. 一時扶助の内容

被服や家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費（基準生活費、加算等）の範囲内で賄われることが原則である。

しかし、予想外の事由により臨時多額の需要が生じた場合に特別の対応が必要となった場合、例えば、火災により家財道具を焼失した場合や単身の長期入院患者が退院して新たに居を構える場合等予想外の事故や生活の場の転換に際し最低生活の基盤の物資の確保に多額の費用を必要とする場合には、経常的最低生活費の範囲内でのやりくりは困難となる場合が考えられる。

このため、一時扶助は、このような特別条件下における臨時特別の需要に対応するものである。

2. 保護の実施要領

臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。

- （1） 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要
- （2） 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要
- （3） 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

3. 一時扶助の種類

- 被服費 ○家具什器費 ○移送費 ○入学準備金 ○就労活動促進費（平成25年8月から導入）
- その他（・配電設備費 ・水道、井戸又は水道設備費 ・液化石油ガス設備費 ・家財保管料 ・家財処分料
・妊婦定期検診料・不動産鑑定費用等 ）

被服費①（布団類）

保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、被保護者に、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものが無い場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

《基準額》

- 再生（打ち直し）によることができる場合：1組につき11,900円以内
- 新規に購入を必要とする場合：1組につき17,200円以内 ※ 原則、現物給付とすること

被服費②（被服）

保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか又は全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者（小学校第4学年に進級する児童をいう。）の場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

《基準額》

- 1人当たり12,700円以内 ※ 原則、現物給付とすること

被服費③（災害時）

災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服を賄うことができない場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

《基準額》

世帯人員別	金 額	
	夏季（4～9月まで）	冬季（10～3月まで）
2 人 ま で	17,800円以内	32,000円以内
4 人 ま で	33,700円以内	54,100円以内
5 人	43,500円以内	68,600円以内
6人以上1人増すごとに加算する額	6,500円以内	9,500円以内

※ 原則、現物給付によること

被服費④（出産）

出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

《基準額》 ➤ 46,300円以内

被服費⑤（入院）

入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

《基準額》 ➤ 3,900円以内

被服費⑥（おむつ）

常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ、布おむつ、貸しおむつ又はおむつの洗濯代を必要とする場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

《基準額》 ➤ 月額20,600円以内

【23年度支給実績】（％は福祉事務所設置自治体全体に占める割合）

○布団類：再生による場合（原則）： 71自治体（ 7.9％）、 378件

新規購入の場合： 683自治体（76.3％）、30,795件

○被服（平常着）：387自治体（43.2％）、4,688件

○小学校4年生進級時学童服等： 448自治体（50.1％）、12,124件

小学校4年生進級時学童服等（転入時）： 92自治体（10.3％）、340件

○災害時の布団、被服費：81自治体（9.1％）、246件

○出産準備被服費等：275自治体（30.7％）、2,692件

○入院時寝巻等：157自治体（17.5％）、851件

○常時失禁者の紙おむつ等（おむつ等）： 289自治体（32.3％）、 49,819件

（紙おむつ等）：833自治体（93.1％）、611,495件

被 服 費（全体）

【現行制度では支給できなかった事例の有無】（有効回答数自治体654自治体）

○ある・・・17% ○ない・・・83%

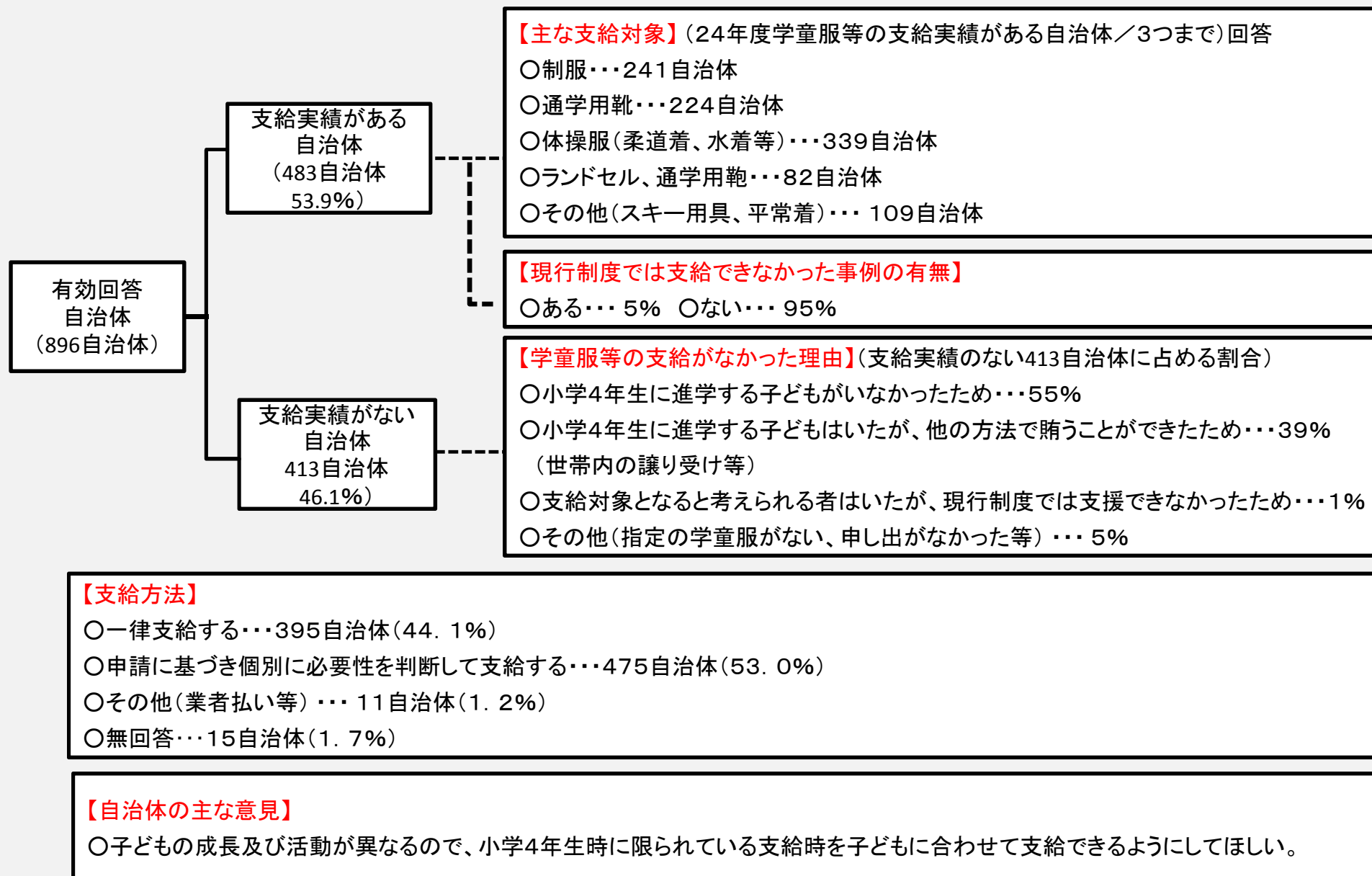
【支給実績のない理由】（支給実績のない215自治体（有効回答数）に占める割合）

- 対象となると考えられる者がいなかった・・・187自治体（87%）
- 対象となると考えられる者はいたが、他の方法で賄うことができた・・・21自治体（10%）
（扶養義務者や知人等からの譲り受け等）
- 対象となると考えられる者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・5自治体（2%）
（例えば冬服を一時期に揃える場合に基準額では賄うことができなかった等）
- その他（おむつが上限額以上など）・・・2自治体（1%）

【自治体の主な意見】

- 就職活動時の被服等について、就職支度費の対象にできないならば、被服費で支給できるようにしてほしい。
- 入院時の寝巻等について認知症の方が施設に入所する場合にも支給できるようにしてほしい。

被 服 費(小学校第4学年に進級する児童学童服)



家具什器費

被保護者が次のいずれかの場合に該当し、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められる場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

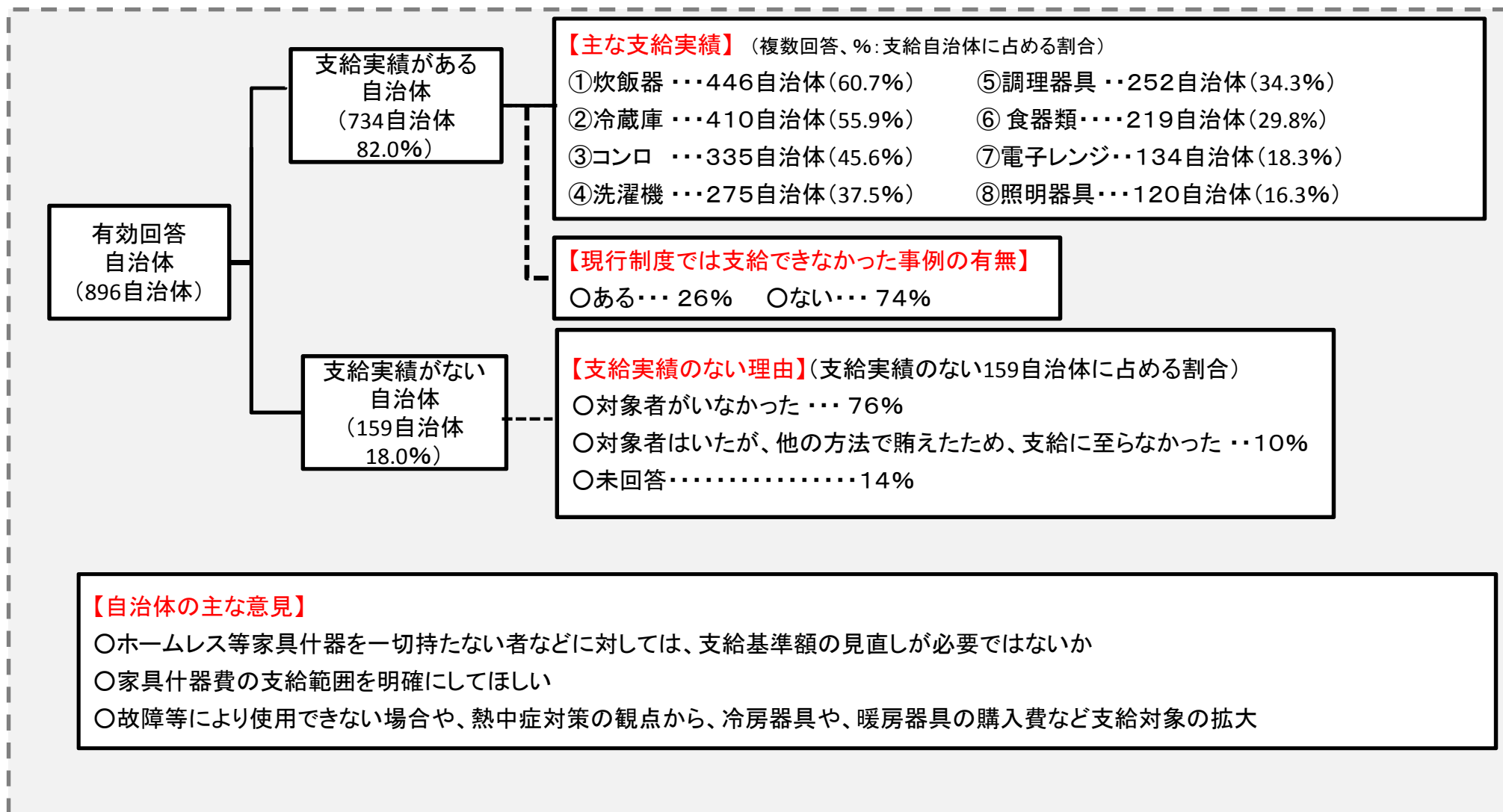
- ① 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき
- ② 長期入院・入所後退院・退所した単身者であって、新たに自活しようとする場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき
- ③ 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器を賄うことができないとき
- ④ 転居の場合であって、新旧住居の設備の相違により、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき

《基準額》

➤ 25, 300円以内

➤ 真にやむを得ない事情により、上記の額により難いと認められるときは40, 500円以内

※ 現物給付の方法によること。ただし、現物給付の方法によることが適当でないと認められるときは、金銭給付の方法によっても差し支えない。



移送費

被保護者が次の(ア)～(ソ)のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がない場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

- ・(ア)又は(イ)に該当する場合で、実施機関の委託により使役する者があるとき
- ・(ウ)、(オ)、(コ)又は(シ)に該当する場合で、付添者を必要とするとき
- ・(エ)に該当する場合の被扶養者

にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費、並びに日当(実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。)についても、同様の取り扱いとする。

《基準額》

➤ 必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額((ケ)及び(サ)については別に定める)

※ なるべく現物給付によること

- (ア) 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合
- (イ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合
- (ウ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合
- (エ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合
- (オ) 被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であつて、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合
- (カ) (オ)に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員(被保護世帯に限る。)がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合
- (キ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合

- (ク) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合
- (ケ) 被保護者(その委託による代理人を含む。)が、当該被保護者の配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族であつて他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。
- (コ) 被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。
- (サ) 被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差し支えない
- (シ) 被保護者が出産のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所する場合
- (ス) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員(被保護世帯に限る。)がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合
- (セ) 次のいずれかに該当する場合であつてそれがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。
- a アルコール症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、断酒を目的とする団体(以下「断酒会」という。)の活動を継続的に活用する場合
 - b アルコール症又はその既往のある者(同伴する同一世帯員を含む。)が、断酒会の実施する2泊3日以内の宿泊研修会(原則として当該都道府県内に限る。)に参加する場合
 - c 精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者又はその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合
- (ソ) 被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ(平成24年度)

【現行制度では支給できなかった事例の有無】

○ある・・・7% ○ない・・・93%

【自治体の主な意見】

○特になし

支給要件	支給自治体数
①生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合	33
②要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合	130
③被保護者が実施機関の指示又は指導を受けて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合	148
④被保護者が実施機関の指示又は指導を受けてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合	6
⑤被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合	134
⑥障害者支援施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員(被保護世帯に限る。)がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合	46
⑦被保護者が実施機関の指示又は指導を受けて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合	256
⑧被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める限度の連絡を要する場合	66
⑨被保護者(その委託による代理人を含む。)が、当該被保護者の配偶者、三親等以内の親族若しくは二親等以内の姻族であって他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき	35
⑩被保護者が、配偶者、三親等以内の親族若しくは二親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき	117
⑪被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき	572
⑫被保護者が出産のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所する場合	32
⑬刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員(被保護世帯に限る。)がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合	8
⑭次のいずれかに該当する場合であってそれがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき a) アルコール症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、断酒会の活動を継続的に活用する場合 b) アルコール症又はその既往のある者(同伴する同一世帯員を含む。)が、断酒会の実施する2泊3日以内の宿泊研修会(原則として当該都道府県内に限る。)に参加する場合 c) 精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者はその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合	290
⑮被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合	6

入学準備金

小学校又は中学校に入学する児童、生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合。

《基準額》 ➤ 小学校入学時39,500円以内 ➤ 中学校入学時 46,100円

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

有効回答
自治体
(896自治体)

支給実績がある
自治体
(773自治体
86.3%)

【主な支給実績】(3つまで回答)

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ①制服 … 657自治体 | ②体操服(柔道具、水着等) … 597自治体 |
| ③ランドセル、通学用靴 … 470自治体 | ④通学用靴 … 271自治体 |
| ⑤学習机、椅子 … 25自治体 | ⑥その他(文具、教材等) … 68自治体 |

【現行制度では支給できなかった事例の有無】

○ある… 14.5% ○ない… 85.5%

支給実績がない
自治体
(123自治体
13.7%)

【支給実績のない理由】(支給実績のない123自治体に占める割合)

- 入学のための購入が必要な者(対象者)がいなかった … 90.5%
- 対象者はいたが、他の方法で賄えたため、支給に至らなかった … 9.5%

【支給方法】(有効回答数896)(原則:申請に基づき個別に必要性を判断して支給)

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| ○一律支給する… 527自治体(58.8%) | ○個別に必要性を判断して支給する… 337自治体(37.6%) |
| ○その他(他制度の利用を検討してから) … 20自治体(2.2%) | ○未回答… 12自治体(1.3%) |

【自治体の主な意見】

- 入学準備に必要な需要が賄えない場合があるので、支給基準額の見直しが必要

就労活動促進費

早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者が、次に掲げるa～dの要件をいずれも満たす場合に認定。

- a 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「自立活動確認書」(以下「確認書」という)に基づき、以下のb～dに定める求職活動を行っていること。
- b 原則、月1回以上求職先の面接を受けている又は月3回以上求職先に応募していること。
- c 原則、月1回以上保護の実施機関の面接を受けること。
- d 確認書に基づく求職活動として(a)～(c)までを組み合わせ原則週1回以上の活動を月6回以上行っていること。
 - (a) 公共職業安定所における求職活動
 - ・職業相談及び職業紹介
 - ・求職活動に必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加
 - (b) 「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」(平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める就労支援プログラムに基づき、保護の実施機関が行う就労支援への参加
 - (c) 「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」(平成25年3月29日雇児発0329第30号、社援発0329第77号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施要領」)に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

《基準額》

- 月額5,000円
- 支給対象期間は原則6か月以内。ただし、保護の実施機関が必要と認めた場合には、3か月以内の支給対象期間を2回まで延長できるものとする。

配電設備費

被保護者が現に居住する家屋に配電設備が全くない場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

《基準額》

- 住宅扶助基準の補修費等住宅維持費(117,000円以内)の額の範囲内
- 真にやむを得ない事情により、上記の額により難いと認められるときは、住宅扶助基準の補修費等住宅維持費の額に1.5を乗じて得た額の範囲内

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【支給実績のある自治体】 47自治体(全体に占める割合5.2%)

【支給実績のない理由】(支給実績のない849自治体に占める割合)

○対象者がいなかった・・・99.5%

○対象者はいたが、他の方法で賄うことができた・・・0.4%

○対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・0% ○その他(住宅維持費で対応)・・・0.1%

【自治体の主な意見】

○特になし

水道、井戸又は下水道設備費

被保護者が最低限度の生活の維持のために水道又は井戸を設備することが真に必要であると認められ、かつ、その地域のほとんどの世帯が水道又は井戸を設けているとき

又は、被保護者が市街地の中心部等に居住している場合であって、現在の下水（尿尿を除く。）処理の方法では当該世帯又は近隣の衛生を著しく損なうことが認められ、かつ、下水道設備によるほか適当な処理方法がないとき

《基準額》

- 住宅扶助基準の補修費等住宅維持費（117,000円以内）の額の範囲内
- 真にやむを得ない事情により、上記の額により難いと認められるときは、住宅扶助基準の補修費等住宅維持費の額に1.5を乗じて得た額の範囲内

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【支給実績のある自治体】 161自治体（全体に占める割合18.0%）

【支給実績のない理由】（支給実績のない735自治体に占める割合）

○対象者がいなかった・・・97.4%

○対象者はいたが、他の方法で賄うことができた・・・1%

○対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・1.1% ○その他（住宅維持費で対応、検討中）・・・0.5%

【自治体の主な意見】

○特になし

液化石油ガス設備費

被保護者が最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設けることが真に必要であると認められ、かつ、その設置が近隣との均衡を失することにならないと認められる場合

《基準額》

- 住宅扶助基準の補修費等住宅維持費(117,000円以内)の額の範囲内
- 真にやむを得ない事情により、上記の額により難いと認められるときは、住宅扶助基準の補修費等住宅維持費の額に1.5を乗じて得た額の範囲内

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【支給実績のある自治体】 42自治体(全体に占める割合4.7%)

【支給実績のない理由】(支給実績のない854自治体に占める割合)

○対象者がいなかった・・・99.9%

○対象者はいたが、他の方法で賄うことができた・・・0.1%

○対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・0%

○その他・・・0%

【自治体の主な意見】

○特になし

家財保管料

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、そのための経費を他からの援助等で賄うことができない場合

《基準額》

➤ 月額13,000円以内

※ 入院又は入所後（入院又は入所後に被保護者となったときは、被保護者となったとき）後1年間を限度。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【支給実績のある自治体】 629自治体（全体に占める割合70.2%）

【支給実績のない理由】（支給実績のない267自治体に占める割合）

○対象者がいなかった・・・92.9%

○対象者はいたが、他の方法で賄うことができた・・・5.2%

○対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・1.9%

○その他・・・0%

【自治体の主な意見】

○特になし

家財処分料

借家等に居住する単身の被保護者が医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校又は社会福祉施設等に入院又は入所し、入院又は入所見込み期間（入院又は入所後に被保護者となったときは、被保護者になったときから）が6ヶ月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費を賄うことができない場合

《基準額》

➤ 必要最小限度の額

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【支給実績のある自治体】 160自治体（全体に占める割合17.9%）

【支給実績のない理由】（支給実績のない736に占める割合）

○対象者がいなかった・・・99.5%

○対象者はいたが、他の方法で賄うことができた・・・0.3%

○対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・0.1%

○その他・・・0.1%

【自治体の主な意見】

○支給対象の拡大（賃貸住宅住まいの単身世帯の死亡時、ゴミ屋敷化した賃貸住宅からの転居する場合の原状回復など）

妊婦定期検診料

妊娠した被保護者が、妊娠期間中（妊娠後に被保護者となったときは、被保護者になった以降）市町村において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができず、医療機関において定期検診を受ける場合

《基準額》

➤ 必要最小限度の額

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【支給実績のある自治体】 225自治体（全体に占める割合25.1%）

【支給実績のない理由】（支給実績のない671自治体に占める割合）

○対象者がいなかった・・・76%

○対象者はいたが、他の方法で賄うことができた・・・23%

○対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・0% ○その他（他制度対応不可の者のみ対応等）・・・1%

【自治体の主な意見】

○特になし

不動産鑑定費用等

保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用（社会福祉協議会による貸付審査により、貸付の利用に至らなかった場合も含む。）する場合

《基準額》

➤ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用することに伴って必要となる不動産鑑定費用（社会福祉協議会が単位期間ごとに行う再評価に要する費用を除く。）、抵当権等の設定登記費用及びその他必要となる費用について、必要な額

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【支給実績のある自治体】 202自治体（全体に占める割合22.5%）

【支給実績のない理由】（支給実績のない694自治体に占める割合）

○対象者がいなかった・・・98.7%

○対象者はいたが、他の方法で賄うことができた・・・1%

○対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・0% ○その他（事前調査中）・・・0.3%

【自治体の主な意見】

○親族から相続した不動産売却時の必要な鑑定費用も支給対象にしたら自立につながるのではないか

その他

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【自治体の主な意見】

- 入院したことにより入院時の日用品費に支給が切り替わるが、この日用品費では住宅の共益費、水道光熱費が賄えないため、退院・帰宅の可能性がある場合には一時扶助できないかなど支給対象を拡大についての意見
- 見直しは不要（一般世帯においては臨時的出費に備え預貯金をしていることを考えると、保護費のやりくりで賄うよう支援すべき、収入がない者にも貸付制度の利用を認めるべき等）

【検討事項】

- ・ 臨時的需要への対応方法として、一時扶助で対応するのが適切かどうか。
- ・ 一時扶助の支給対象項目は、現行のもので十分需要に対応しているかどうか。
- ・ 一時扶助の基準額についてどう考えるか。

(参考) 生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する調査目的・事項・方法（平成24年度）

1. 目的

- 生業扶助は、その活用により、要保護者の稼働能力を引き出し、それを助長することによって、その者の就労による自立を図ること、また生活扶助の一時扶助は、最低生活維持が困難な臨時特別な需要を満たすことにより最低生活を維持することを目的としている。
- しかしながら、被保護者の家計規模は一般国民のそれよりも小さく、就労自立に向けた取組や、予想外の事由により臨時の需要が生じた際には、経常的最低生活費内でのやりくりでは対応することが困難な事例もみられ、複数の自治体より見直しの必要性を指摘されている。
- 本調査は、就労自立の観点から生業扶助、ならびに生活自立の観点から生活扶助の一時扶助のあり方を検討することを目的に、実態把握することで、検討するうえでの基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査事項

【生業扶助】・・・生業費、技能修得費、就職支度費

- ① H24年度の支給実績（無い場合はその理由）
- ② 支給決定方法、および支給後の検証方法
（技能修得費のみ）
- ③ H24年度に支給対象者の就労状況
（就職支度費は除く）
- ④ 現行制度内で支援できなかった事例の有無

【生活扶助の一時扶助】・・・被服費、家具什器費、移送費、 入学準備金、その他

- ① H24年度の支給実績（無い場合はその理由）
- ② 支給方法、支給決定方法および支給後の
検証方法
- ③ H24年度に支給対象品目の制限
（家具什器費のみ）
- ④ 現行制度内で支援できなかった事例の有無

3. 調査方法

- 本調査は、都道府県所管の福祉事務所設置自治体、政令指定都市、中核市を対象として調査票による集計分析および補完調査（ヒアリング調査）から構成される。